

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市老人憩の家条例の一部改正について

熊本市老人憩の家条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表3の項中「熊本市城北老人憩の家」を「熊本市麻生田5町内旭ヶ丘老人憩の家」に改め、同表118の項中「熊本市秋津花立老人憩の家」を「熊本市桜木3町内老人憩の家」に改める。

第8条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

城北老人憩の家及び秋津花立老人憩の家の名称を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。